

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

大分厚生年金 事案 1197

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月30日から同年10月1日まで

私は、A社に勤務した期間のうち、同社本社から同社B工場に転勤した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び事業所が保管する失業保険被保険者名簿の記録から判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和38年10月1日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A社は、昭和38年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、商業登記簿謄本の記録から、同社は申立期間において法人として存続していることが確認できる上、申立人と同様に同社において同年9月30日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年10月1日付けで同社B工場において資格を取得している者が数十人確認できることなどから判断すると、これらの同僚は申立期間において同社に勤務していたことが推認され、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年

被保険者名簿における昭和 38 年 8 月の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 38 年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の両申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成19年12月10日の標準賞与額に係る記録を11万7,000円、20年6月30日の標準賞与額に係る記録を24万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月10日
② 平成20年6月30日

両申立期間の標準賞与額に係る記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、両申立期間にA社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料も控除されていたので、両申立期間の標準賞与額に係る記録を年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業所が保管する申立人に係る平成19年度及び20年度賃金台帳及び申立人が所持する両申立期間に係る賞与が振り込まれた銀行の預金通帳の記録か

ら、申立人は、平成19年12月10日及び20年6月30日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、両申立期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳における当該賞与に係る厚生年金保険料の控除額から、平成19年12月10日は11万7,000円、20年6月30日は24万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年10月26日に、事業主が申立期間当時に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に係る届出を失念したと認めた上で届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る両申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から57年3月までの期間及び60年12月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から57年3月まで
: ② 昭和60年12月から平成3年3月まで

私が20歳になった昭和53年*月頃、父が私の国民年金の加入手続を行い、母が毎年区長に1年間分の国民年金保険料を支払ったはずなのに、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が20歳になった昭和53年*月頃、父が私の国民年金の加入手続を行った。」旨主張しているが、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年7月頃に職権適用により払い出されたものと推認されるところ、当該払出時点では、申立期間①及び申立期間②のうち昭和60年12月から63年5月までの期間は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親も既に死亡していることから、申立期間当時の国民年金保険料納付状況等が不明である。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1199

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 30 日まで
② 昭和 24 年 4 月 29 日から 26 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 27 年 8 月 11 日から 29 年 11 月 1 日まで
④ 昭和 31 年 3 月 31 日から 35 年 11 月 1 日まで
⑤ 昭和 36 年 7 月 1 日から 40 年 5 月 31 日まで

申立期間①について、私の夫は昭和 15 年 7 月 15 日から 20 年 8 月 30 日までの期間において A 事業所に勤務したはずだが、17 年 6 月 1 日 (労働者年金保険法が施行) から 20 年 8 月 30 日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

昭和 24 年 1 月から 40 年 5 月までの期間について、私の夫は B 社 (現在は、C 社) に継続して勤務したはずだが、そのうち申立期間②から⑤までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

なお、私が夫の遺品を整理していたら、夫が建設会社を設立した際に申請した「建設業者登録申請書」の履歴書が見つかり、上記のことが当該履歴書にそれぞれ記載されていることが確認できるので全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立人の妻が所持する「建設業者登録申請書」の履歴書の記載内容から判断すると、申立人は当該期間において、A 事業所における D 業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、A 事業所は、「当時の人事記録を保管していないため、当該期間において申立人が在籍していたかどうかは不明。」と回答しており、

申立人の勤務実態及び保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は既に死亡しており、申立人の妻は当時の同僚の氏名等は分からないと述べているため、同僚等からA事業所における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除に関する供述を得ることができない。

さらに、申立期間①においてA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

2 申立期間②から⑤までについて

前述の履歴書の記載内容及び申立人の妻が所持するC社が昭和46年11月6日付けで申立人に交付した実務経験証明書などから判断すると、申立人は申立期間②及び申立期間③のうち27年8月11日から29年7月までの期間においてC社E出張所における「現傭」のD業務に従事し、申立期間③のうち同年8月1日から29年11月1日までの期間において同社における「直営配下F班」に所属し、申立期間④及び⑤の期間において同社における同班の班長としての業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、C社の現在の担当者は、「当社が保管している社員名簿に申立人の名前が見当たらないことから、申立人は正社員ではなく、当社の工事現場において工事期間中のみ雇用される『現場傭員』であったと思われる。当該『現場傭員』については厚生年金保険の加入手続は各現場の判断で行われていたので、申立人の厚生年金保険の加入記録が継続していなくても不自然ではない。」旨供述しており、同社は従業員が勤務していた全ての期間において厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、B社の現場において申立人と一緒に勤務したとする複数の同僚は、「申立人はB社の正社員ではなく、下請けの労働者であった。」「私はB社において申立人と同様に班を持っていた。私も申立人も同社の正社員ではなかった。私も申立人も、同社に係る厚生年金保険には加入できないと言われ、加入していなかった。」旨をそれぞれ供述している。

さらに、適用事業所名簿から、当該期間において、厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できるC社の関連事業所（C社本社、同社E出張所、同社F事務所、同社G出張所、同社H支店、同社I出張所及び同社J作業所）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番もない。

3 このほか、全ての申立期間において、各事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1200

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月 1 日から 15 年 9 月 1 日まで

私は、A社B営業所に勤務していた期間のうち、平成 6 年 12 月から 15 年 8 月までの期間のうち一部の期間に係る給与支給明細書を所持しているが、年金事務所で調べてもらったところ、当該給与支給明細書の厚生年金保険控除欄に記載された保険料額は、私の標準報酬月額の記録に見合う保険料額より多く控除されていることが判明した。

申立期間について、実際に控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

- 2 申立期間のうち平成 6 年 12 月、7 年 3 月から同年 7 月までの期間、同年 10 月、同年 11 月、8 年 1 月、同年 2 月、同年 5 月から同年 8 月までの期間、同年 10 月、同年 11 月、9 年 1 月、同年 5 月、同年 9 月、同年 10 月、同年 12 月から 10 年 7 月までの期間、同年 9 月、同年 10 月、同年 12 月、11 年 4 月、同年 6 月から同年 11 月までの期間、12 年 1 月から同年 6 月までの期間及び同年 8 月から 15 年 8 月までの期間について

申立人が所持する給与支給明細書及びA社の回答書などから判断すると、申立人が事業主により給与から源泉控除されていたと推認される厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額を超えている可能性がうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社B営業所は申立期間当時においてC厚生年金基金の加入事業所（平成15年10月2日付けで基金から脱退。厚生年金保険料の免除保険料率については申立期間のうち平成6年12月から8年3月までの期間は1,000分の35、同年4月から15年3月までの期間は1,000分の38、同年4月から同年8月までの期間は1,000分の30とされている。）であることが確認できる。同基金から提出された基金規約によると、同基金において、普通掛金（免除保険料を含む。）の額は、加入員の標準給与の月額に、申立期間のうち平成6年12月から8年3月までの期間は1,000分の45、同年4月から11年3月までの期間は1,000分の47、同年4月から15年3月までの期間は1,000分の50、同年4月から同年8月までの期間は1,000分の38を乗じて得た額とすると規定されていることが確認できる上、申立人の給与から法定料率を超える保険料率に基づく上記厚生年金保険料が控除されている理由について、同基金は、当該普通掛金のうち前述の免除保険料率に相当する掛金額を除外した掛金額は、「持越し部分」に相当し、申立人の給与から控除されている上記厚生年金保険料額には「持越し部分」が含まれている旨回答している。

また、当該持越し部分に係る従業員の負担割合については、前述の基金規約の内容から、労使折半であったことが確認できる。

これらのことから判断すると、当該厚生年金保険料額から持越し部分に係る掛金額を除外した厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないと認められる。

3 申立期間のうち平成7年1月及び同年2月について

前述の給与支給明細書から、申立人が事業主により給与から源泉控除されていた厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額を超えていると認められるものの、前述の基金規約及び基金回答の内容から判断すると当該厚生年金保険料額には前述の「持越し部分」が含まれているものと推認され、当該保険料額から当該「持越し部分」を除外した厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額はオンライン記録の標準報酬月額を超えていないと推認される。

4 申立期間のうち平成7年8月、同年9月、同年12月、8年3月、同年4月、同年9月、同年12月、9年2月から同年4月までの期間、同年6月から同年8月までの期間、同年11月、10年8月、同年11月、11年1月から同年3月までの期間、同年5月、同年12月及び12年7月の期間について

申立人は当該期間に係る給与支給明細書等の資料を所持しておらず、A社B

営業所は、当該期間に係る保険料控除額は不明であると回答しており、申立人の当該期間に係る保険料控除額について確認することはできない。

- 5 事業主から提出された平成5年から14年までの健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書とオンライン記録は一致していることが確認でき、申立人の標準報酬月額記録が遡って訂正されたなど不自然な形跡も無い。

このほか、申立期間において申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1201

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 22 日から 59 年 4 月頃まで

私は、昭和 52 年 3 月 22 日から 59 年 4 月頃までの期間において A 県 B 市に所在した C 事業所に勤務し、D 電鉄の E 駅近くにあった作業場で F 業務に従事したが厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間において A 県 B 市に所在した事業所名称が C 事業所に該当する適用事業所は確認できない上、A 県内に所在した事業所名称が申立事業所に類似する 4 事業所に係る商業登記簿謄本を確認しても、申立人が当該事業所の事業主だったとする者の氏名は確認できないことから、申立人が申立期間において勤務したとする事業所を特定することができない。

また、申立人は申立期間において一緒に勤務したとする同僚らについて明確に記憶していないことから同人らを特定できず、申立事業所の適用状況並びに申立人の勤務形態及び保険料の控除に係る同僚の供述を得ることができない上、前述の 4 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元従業員らは、「私は申立人を記憶していない。」、「私が勤務した事業所は、D 電鉄 E 駅の近くに作業場は無かった。」、「私が勤務した事業所には F 業務は無かった。」旨をそれぞれ供述している。

さらに、当該 4 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人はC事業所が作業場とは別に事務所を有していたか否か記憶していないことから、作業場と近接するG県内の厚生年金保険の適用事業所のうち、事業所名称に「C」が付された5事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

ちなみに、申立期間後に申立人が勤務した事業所が保管する申立人の履歴書の職歴欄に、申立期間のうち昭和54年から申立事業所と別の事業所に勤務した旨が記載されていることから、当該事業所についても調査したが、オンライン記録において当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての該当が確認できなかった。